

「（仮称）くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業」 についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

〔全体事項〕

- （１）環境影響評価及び事業の実施に当たっては、引き続き地域住民や関係者に対し進捗状況の説明を行う等、丁寧な合意形成を図ること。

〔排水ルート及び方法〕

- （１）排水のルート及び方法は、地域住民や関係機関の意見を踏まえ決定すること。
- （２）内水面側に排水する場合は、内水面の水位や周辺水路及び農地への影響の有無について検討し、影響があると判断される場合は環境保全措置を検討し、記載すること。

〔大気環境〕

〈大気質〉

- （１）大気質の予測においては、事業実施区域の東に位置する老人ホーム、北東に位置する運動公園等の施設への影響の有無について検討し、記載すること。
なお、影響があると判断される場合においては、運動公園等の施設利用者が多いときに講じる環境保全措置の内容についても記載すること。
- （２）事業実施区域周辺に所在する環境影響評価を実施した施設が稼働していない期間に大気質の現地調査を実施した場合は、当該施設の環境影響評価の結果を考慮して大気質の予測・評価を実施すること。
- （３）施設の稼働（排ガス）によるダイオキシン類の調査・予測・評価の必要性について検討すること。なお、必要ないと判断した場合は、その理由を記載すること。

〈騒音・振動〉

- （１）県道八代不知火線から県道八代港線及び県道八代港大手町線への合流後の地点における道路交通騒音・振動・交通量の調査・予測・評価の必要性について検討すること。
また、工事や燃料運搬に使用する車両の騒音及び振動に対する環境保全措置について必要に応じて検討し、記載すること。

〈悪臭〉

- (1) 悪臭の調査・予測・評価における特定悪臭物質濃度の測定の実施について必要性を検討すること。なお、必要ないと判断した場合は、その理由を記載すること。
- (2) 排水による悪臭の調査・予測・評価の必要性について検討すること。なお、必要ないと判断した場合は、その理由を記載すること。
- (3) 悪臭の調査地点に対象事業実施区域の敷地境界を加える必要がないか検討すること。なお、必要ないと判断した場合は、その理由を記載すること。

〔水環境〕

〈水質〉

- (1) 排水口の位置を海域側に決定する場合は、直近の環境基準点（八代港 St-2）においても予測及び評価を行うこと。
- (2) 排水により排出先の水域の全亜鉛濃度に影響が及ぶ場合には、排水中の亜鉛濃度低減のための環境保全措置を具体的に記載すること。

〔動物・植物・生態系〕

- (1) 動物、植物、生態系の調査に当たっては、必要に応じて地域の環境に最新の知見がある有識者や関係機関にヒアリングを実施すること。なお、ヒアリングを実施した場合はその内容を記載すること。
- (2) 排水口の位置を内水面側に決定する場合は、内水面と海域の境界付近の調査地点において海生動植物の調査を実施すること。